

令和5年嵐山町農業委員会 第1回総会議事録

1. 開会日時 令和5年1月25日(水) 午前10時30分
から午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 204・205会議室

3. 出席委員(出席者8名)

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局 内田雅幸・根岸敏徳・高田遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会第1回総会は成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号第7 青木 美恵子 委員

議席番号第1 瀬山 和令 委員

議席番号第2 金井 敏隆 委員

以上3委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

委員各位 異議なし

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第1回総会に提出されました議案について報告します。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います

議長

以上で報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番 地目：
畑、面積：1,533㎡です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△△△
氏名A氏です。

譲渡人は、東松山市〇〇町△丁目△△番△△号
氏名B氏です。

譲受人の経営農地面積：3,489㎡、申請理由：経営規模
の拡大、権利内容：所有権移転です。

それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

①全部効率利用要件：〇〇にて△筆の畑を経営しておりますが、自己所有地及び借入地を全て利用していることから、要件を満たしていると思われま。

②農業常時従事要件：氏名A氏とその世帯員を含め、年間150日以上農業従事をしているため、要件を満たしていると思われま。(今年度の世帯状況調査では年間〇〇〇日、農業に従事していると記載有。)

③下限面積要件：現在、耕作している農地が3,489㎡で、購入する農地の面積を含めると、合計5,022㎡になるため、要件を満たしていると思われま。

事務局

④地域との調査要件：申請地が嵐山口部土地改良区内の畑であるため、組合員となり、賦課金も払っていくとのことで、申請書内にも組合に加入する旨の記載があるため、要件は満たしていると思われます。

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

委員各位

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員

議案第1号について、報告いたします。1月17日の農地調査会にて、現地調査してまいりました。現在、耕作している△筆の農地も確認済みであり、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員各位 (挙手 全員)

議長 よって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農業振興地域除外の必要が生じた場合は、次に申しあげる要件をすべて満たすものです。

ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

農政課長

イ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

オ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

町長は農地利用計画の変更を伴う農用地区域からの除外申請について、農業委員会との調整を図ることとされております。

それでは農用地区域からの除外案件 事案番号1、事案番号2について説明いたします。

農政課長

・ 事案番号 1

所在地は、大字〇〇字〇〇〇△△△番の一部、地目：畑、面積：6 1 1 m²の内 3 0 5 m²です。除外事由は自己用住宅の建築で、事業計画者は氏名C氏・氏名D氏です。

申出人は現在、長男、長女の△人にて持ち家に生活しております。当住まいは、平成20年に中古住宅を購入しましたが、家族

農政課長

の増加に伴い、生活用品等々が多くなり、現在の部屋数では大変手狭になってきました。建替え等も検討しましたが、土地が狭く、希望する間取りができません。また、小中学校が遠く、住宅環境もあまりよくありません。幾つかの候補地を検討しましたが、小中学校や勤務地に近く、住宅環境もよく、夫婦ともに気に入った当地に自己用住宅の建築したく、今回の農用地区域適用除外を申出するものです。

農政課長

・ 事案番号 2

所在地は、大字〇〇字〇〇〇△△△番の一部、地目：畑、面積：6 1 1 m²の内 3 0 5 m²です。除外事由は自己用住宅の建築で、事業計画者は氏名E氏です。

申出人は現在、両親と同居をしていますが、将来を見つめ、土地探しを始めました。嵐山町内であること、小中学校に近いこと、勤務地に近いことなどの土地選定条件で探していたところ、幾つかの候補地はありましたが、様々な理由があり、断念しました。当地であれば希望条件を満たした好適地であると確信しており、農用地区域内の農地ではありますが、当地に自己用住宅の建築をしたく、今回の農用地区域適用除外を申出するものです。

議長

ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ

瀬山委員 申請地付近はすべて青地なのか。

事務局 10ha以上の連坦性のある農地に含まれているため、申請地近辺の農地も青地であると思われる。

瀬山委員 両事業ともに面積611㎡のうち305㎡を使用とあるが、残りの1㎡はどこにいったのか。

事務局 求積図が添付されていないため、確実なことは言えないが、小数点以下は省略されているのだと考えている。農転の申請時には、細かい数字等も明確になってくるとと思われる。

瀬山委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 続いて、事案番号1・2号について、調査報告を第3班 瀬山委員からお願いします。

瀬山委員 1月17日の農地調査会にて、現地を調査してまいりました。申出地は、○○○○○○○○○○の□側にある農地です。両事業計画者は自己用住宅の建築を計画しており、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、採決します。

議長 本案を、原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

委員各位 (挙手 全員)

議長 よって、議案第2号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、「やむを得ない。」という意見を付して、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和5年嵐山町農業委員会第1回総会を閉会します。

議長 ご苦労さまでした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

青木 美恵子

委 員

瀬山 和令

委 員

金井 敏隆
